

令和7年度 三重県地域と若者の未来を拓く
学生奨学金返還支援事業助成金募集要項

1 応募要件

それぞれの要件（１）から（５）までのすべてを満たす方が対象です。

（１）対象者

①学生

大学等の最終学年（３月以外に卒業する者を含む。）又は最終学年の１年前の学年の方

在学する学校等	申請可能な学年
大学院	博士課程の場合：最終学年の１年前の学年以上 修士課程の場合：１年生以上
大学	６年制課程の場合：５年生以上 ４年制課程の場合：３年生以上 専攻科及び別科の場合：最終学年の１年前の学年以上
短期大学	３年制課程の場合：２年生以上 ２年制課程の場合：１年生以上 専攻科及び別科の場合：最終学年の１年前の学年以上
高等専門学校	本科の場合：４年生以上 専攻科の場合：最終学年の１年前の学年以上
専修学校の専門課程	４年制課程の場合：３年生以上 ３年制課程の場合：２年生以上 ２年制課程の場合：１年生以上

②既卒者

三重県外に居住しており、かつ三重県内で就業していない方

※ 既に県内で居住又は就業している方は対象外となります。

（２）対象奨学金

①学生

日本学生支援機構第一種奨学金（無利子）又はこれに準ずる奨学金を借入れ、返還予定の方

※ 三重県外在住かつ三重県外大学等在学中の方は、第一種奨学金に加え、第二種奨学金（有利子）又はこれに準ずる奨学金も対象となります。

②既卒者

日本学生支援機構第一種奨学金、第二種奨学金又はこれに準ずる奨学金を返還中である方

(3) 年齢

令和8年3月31日時点で35歳以下の方

(4) 居住地域

三重県内への居住を希望する方

(5) 対象企業・対象業種

三重県内で企業・団体等への就業を希望する方 又は 三重県内で個人事業主等として就業を希望する方

※ 公務員、暴力団関係法人及び風俗営業等関係法人への就業は対象外となります。

2 応募枠

「一般枠」と「南部地域優先枠」の2種類があります。

ご自身の希望にあわせ、どちらかを選んで応募してください。

(1) 一般枠

三重県内で居住かつ就業を希望する方

(2) 南部地域優先枠

三重県南部13市町で居住又は就業を希望する方

【南部13市町】

伊勢市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町

3 募集人数

(1) 一般枠 : 110名

(2) 南部地域優先枠 : 40名

※ それぞれの応募枠において、定員を超える申請があった場合、抽選にて支援対象者を決定します。

また、南部地域優先枠において抽選の結果、落選となった申請分については、一般枠に振り替えとなり、再抽選の対象となります。

4 募集期間

令和7年6月3日（火）から令和7年12月19日（金）まで

※ 期日までに定員に満たない場合は、追加募集を行う場合があります。その際は、三重県ホームページ等にて詳細をお知らせします。

5 助成内容

(1) 助成金額

①学生

在学中に借り入れた奨学金残額の1/4にあたる額

（上限100万円）※利子は対象外です。

②既卒者

支援対象者として認定された時点の借入奨学金の残額の1/4にあたる額
(上限 100 万円) ※利子は対象外です。

(2) 助成条件

①学生

大学等を卒業後、三重県内で居住かつ就業の条件を満たしたうえで、4年間経過した場合に助成予定額の1/3を交付し、8年間経過した場合に残額を交付します。

②既卒者

支援対象者として認定を受けた日以降に、三重県内で居住かつ就業の条件を満たしたうえで、4年間経過した場合に助成予定額の1/3を交付し、8年間経過した場合に残額を交付します。

6 申請方法

(1) 申請方法

申請は次の①から③までのうち、いずれかの方法で行ってください。

①三重県電子申請・届出システム

三重県ホームページから三重県電子申請・届出システムへアクセスし、必要事項を入力してください。

※ 三重県電子申請・届出システムでは、180 分間画面の操作がない場合、タイムアウトが発生します。タイムアウト時に保存していないデータは失われますので、定期的に保存してください。

②郵送（配達証明）

③持参

※ 三重県ホームページはこちらです。

https://www.pref.mie.lg.jp/KIKAKUK/HP/miesalon/74737039887_00002.htm

○「三重県 奨学金返還支援」で検索



(2) 申請書類

①申請書（様式第1号）

※ 「申請書」は全項目を入力（記載）してください（空欄がないようにしてください）。

②学生証の写し（既卒者の場合は、卒業証明書の写し）

③奨学金貸与証明書の写し又はこれに準ずるもの（既卒者の場合は、奨学金返還証明書の写し又はこれに準ずるもの）

※ 日本学生支援機構の奨学金の場合、スカラネットパーソナルの「詳細情報」及び

「個人情報」の両ページをもって、奨学金貸与証明書（奨学金返還証明書）の代わりとすることができます。「奨学生証」は、貸与総額が記載されていないため、奨学金貸与証明書の代わりにはなりません。

- ※ 「学生証の写し」「奨学金貸与証明書の写し又はこれに準ずるもの」等を電子ファイルで提出する場合は、文字が判別でき、全面が入るようにしてください。登録できるファイルのサイズは合計で 100MB です。また、登録できるファイルの種類は Word、Excel、PowerPoint、PDF、JPEG、ZIP 圧縮ファイル等です。

④住民票の写し（マイナンバーの記載のないもの）

- ※ 申請時点で県外に居住している方で、第二種奨学金（有利子奨学金）を対象とする場合又は既卒者の場合は提出してください。
- ※ なんらかの事情により住民票を現在の居住地に移していない方は、住民票の写しに加えて、現在の住所に居住していることが分かる書類（賃貸契約書の写し等）を提出してください。

（３）提出先（郵送又は持参の場合）

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県 政策企画部 人材確保対策課

- ※ 郵送の場合は、配達証明郵便を利用してください。

（４）提出期限

令和 7 年 12 月 19 日（金）

- ※ 提出期限までに、すべての申請書類が不備なく提出されている必要があります。一度提出していただいても、不備等があった場合には修正のうえ、再提出していただく必要がありますので、できるだけ早く提出をお願いします。
- ※ 郵送の場合は、令和 7 年 12 月 19 日（金）当日消印有効

7 支援対象者の認定

県は、書類審査後、令和 8 年 2 月中旬までに支援対象者の認定を行い、文書にて通知します。

審査に際しては、必要に応じて電話等により記載内容の確認を行うとともに、追加書類の提出を求める場合があります。

また、定員を超える申請があった場合は、抽選にて支援対象者を決定します。

なお、認定を受けただけでは助成金は交付されません。

- ※ 生活保護受給世帯又は市町村民税所得割非課税世帯の方は、次の書類を提出いただいた場合、優先的に認定を行います。

なお、電子申請を行う方が、次の書類を提出する場合は、別途郵送にて提出してください。

（１）生活保護受給世帯の場合

生活保護受給証明書（県に申請書を提出する日の 2 か月前の日以降に発行されたもの、交付を受けようとする者の生計を維持する者の分。）

(2) 市町村民税所得割非課税世帯の場合

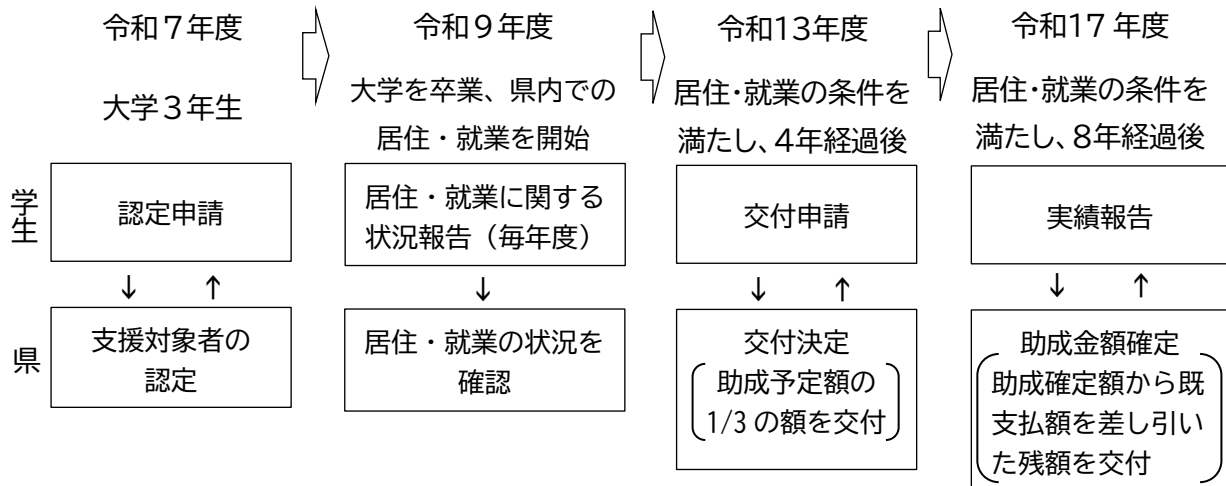
所得課税証明書（令和6年分かつ同一年計の家族全員の分。）

8 状況報告

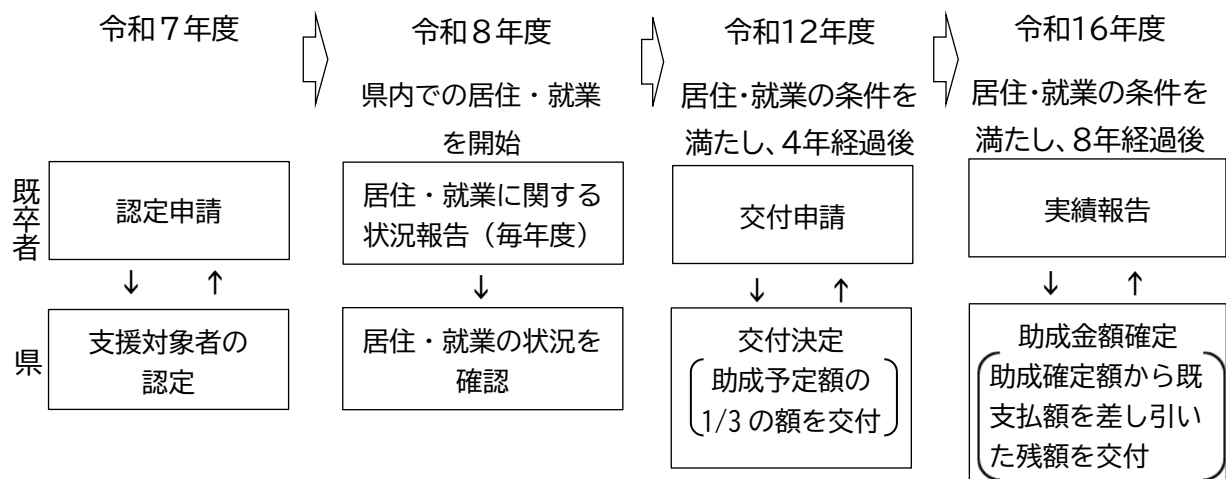
支援対象者は、助成金（全額）を受けるまでは、居住や就業等の状況について、毎年度並びに居住及び就業の状況に変更が生じたときはその都度、県に報告を行うものとします。

9 助成金交付までの流れ（認定後の手続き）

【学生】例：大学3年生の時点で認定申請した場合



【既卒者】例：令和7年度に認定申請し、令和8年度に居住・就業を開始した場合



10 留意事項

偽りその他不正の手段により支援対象者としての認定又は助成金の交付決定を受けたことが明らかになった場合には、認定を取り消します。

また、認定後、三重県外で居住する場合や三重県外の事業所等で就業する場合には、認定を取り消します。

※ 転勤、その他やむを得ない事情による県外居住・就業の場合には、一定の猶予期間があります。

1 1 問い合わせ先

〒514-8570 三重県 政策企画部 人材確保対策課

電 話 059-224-3184

F A X 059-224-2069

メール jinzai@pref.mie.lg.jp